

ID: 211

担当部署: 健康福祉部 高齢者支援課 介護保険係

処分の概要	使用料の徴収
例規名 根拠条項	名寄市特別養護老人ホーム条例 第15条第2項において読み替える場合の第12条第1項
例規番号	平成18年条例第127号

【根拠条文】

(利用料金及び実費に相当する費用)

第12条 第3条に規定する事業に係るサービスの費用に対する対価の全部又は一部として、次の各号に掲げる利用者につき、当該各号に定める方法により算定した額を徴収するものとする。ただし、当該サービスの利用者が保護法第15条の2第1項第1号、第4号及び第5号の介護扶助に係る者であるときは、利用料金は、当該介護扶助に係る保護の実施機関が決定した本人支払額とする。

(1) 第4条第2号に規定する者

ア 法定代理受領サービス(保険法第48条第4項の規定により施設介護サービス費(同条第1項に規定する施設介護サービス費をいう。以下同じ。)が入所者に代わり当該介護老人福祉施設に支払われる場合の当該施設介護サービス費に係る指定介護福祉施設サービスをいう。以下同じ。)に該当する指定介護福祉施設サービスを利用したときは、当該指定介護福祉施設サービスに係る施設サービス費用基準額(同条第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額をいう。以下同じ。)から施設介護サービス費の額を控除して得た額とする。

イ 法定代理受領サービスに該当しない指定介護福祉施設サービスを利用したときは、当該指定介護福祉施設サービスに係る施設サービス費用基準額とする。

ウ 保険法第51条の3第1項に規定する特定入所者が法定代理受領サービス(同条第4項の規定により特定入所者介護サービス費(同条第1項に規定する特定入所者介護サービス費をいう。以下同じ。)が特定入所者に代わり当該介護老人福祉施設に支払われる場合の当該特定入所者介護サービス費に係る指定介護福祉施設サービスをいう。)に該当する指定介護福祉施設サービスを利用したときは、当該特定入所者介護サービス費用基準額(同条第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める費用の額及び同項第2号に規定する厚生労働大臣が定める費用の額の合計額をいう。)から特定入所者介護サービス費の額を控除して得た額とする。

(2) 第4条第5号に規定する者

ア 法定代理受領サービス(保険法第41条第6項(保険法第53条第4項において準用する場合を含む。)の規定により居宅介護サービス費(保険法第41条第1項に規定する居宅介護サービス費をいう。以下同じ。)又は介護予防サービス費(保険法第53条第1項に規定する介護予防サービス費をいう。以下同じ。)が利用者に代わり当該指定居宅介護サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者を支払われる場合の当該居宅介護サービス費又は介護予防サービス費に係る指定居宅サービス又は指定介護予防サービスをいう。以下同じ。)に該当する居宅サービス又は介護予防サービスを利用したときは、当該居宅介護サービス費用基準額(保険法第41条第4項第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額をいう。以下同じ。)又は介護予防サービス費用基準額(保険法第53条第2項第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額をいう。以下同じ。)から居宅介護サービス費又は介護予防サービス費の額を控除して得た額とする。

イ 法定代理受領サービスに該当しない居宅サービス又は介護予防サービスを利用したときは、当該居宅サービスに係る居宅介護サービス費用基準額又は介護予防サービスに係る介護

予防サービス費用基準額とする。

ウ 保険法第51条の3第1項又は保険法第61条の3第1項に規定する特定入所者が法定代理受領サービス(保険法第51条の3第4項(保険法第61条の3第4項において準用する場合を含む。))の規定により特定入所者介護サービス費(保険法第51条の3第1項に規定する特定入所者介護サービス費をいう。以下同じ。))又は特定入所者介護予防サービス費(保険法第61条の3第1項に規定する特定入所者介護予防サービス費をいう。以下同じ。))が特定入所者に代わり当該指定居宅介護サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者に支払われる場合の当該特定入所者介護サービス費又は特定入所者介護予防サービス費に係る指定居宅サービス又は指定介護予防サービスをいう。))に該当する居宅サービス又は介護予防サービスを利用したときは、当該特定入所者介護サービス費用基準額(保険法第51条の3第2項第1号及び第2号に規定する厚生労働大臣が定める費用の額の合計額をいう。以下同じ。))又は特定入所者介護予防サービス費用基準額(保険法第61条の3第2項第1号及び第2号に規定する厚生労働大臣が定める費用の額の合計額をいう。以下同じ。))から特定入所者介護サービス費又は特定入所者介護予防サービス費の額を控除して得た額とする。

- 2 自立支援ショートステイ事業に係る利用料等は、事業条例に定める額とする。
- 3 第1項の利用料金のほか、第3条に規定する事業に係る当該サービスの利用者から実費に相当する費用を徴収することができる。
- 4 前項の実費に相当する費用の額は、別表のとおりとする。
- 5 第3項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、ホームにおいて、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。
- 6 市長は、利用者が支払う利用料金及び実費に相当する費用を指定管理者の収入として収受させることができる。

【基準】

根拠条文に同じ。

備考

設定年月日

平成 28 年 8 月 15 日

最終変更年月日

年 月 日